

労 基

令和6年4月号



〔発行〕江南労働基準協会

〒483-8164 江南市木賀東町新塚220-1

電話〈0587〉55-2341 携帯070-4470-4797

FAX〈0587〉55-6125

江南労働基準協会

検索

〔印刷〕大和企画株式会社

着任のご挨拶



江南労働基準監督署長

梅本 嘉一

陽春の候、江南労働基準協会の会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。また、平素より労働基準行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、4月1日付け人事異動により、江南労働基準監督署長を拝命しました。江南労働基準監督署の勤務は、これまで縁がなく初めてとなりますが、早急に管内の状況を把握し、地域に根ざした行政を進めてまいり所存です。もとより微力ではありますが、最善の努力をいたす覚悟でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、愛知県の経済情勢は、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越え、基幹産業である製造業をはじめ幅広い産業で回復の動きが見受けられます。しかし、為替変動、原材料高、物価上昇等については、引き続き注視する必要があると思います。

また、建設業や運輸業など、時間外労働の上限規制が令和6年度から適用される業界・業務においては、法令遵守に向けた監督指導や働き方改革支援とともに、深刻な人手不足も懸念されることから、人材確保に向けた対策も求められています。

愛知県下の令和5年における労働災害の発生状況としましては、令和6年3月15日現在における労働災害での死亡者数は35人で、昨年同期の36人より1人、2.8%減、労働災害による休業4日以上之死傷者数は、令和6年1月末日現在で、新型コロナウイルス感染症を除き7,440人、昨年同期の7,219人より221人、3.1%増となっています。

当署管内の令和5年における労働災害の発生状況を見ますと、令和6年2月末日現在における労働災害による死亡者数は1人で、昨年同期も1人であり増減なし、労働災害による休業4日以上之死傷者数は、新型コロナウイルス感染症を除き254人で昨年同期の258人より4人、1.6%減となっています。

このような状況を踏まえ、当署におきましては、次の重点課題に取り組んでまいります。

①新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される中小企業等への時間外・休日労働時間の削減等に向けた支援

令和6年4月から、新たに時間外・休日労働の上限規制が適用される建設業、自動車運転者については、荷主や発注者といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であり、各種パンフレット等を活用し、周知を行ってまいります。

医師については、愛知県医療勤務環境改善支援センター等と連携し、医療機関における労働時間管理や時間外労働の削減等に関して、適切な支援等を行ってまいります。

自動車運転者については、労働時間等説明会等を開催し、改善基準告示も含めて、あらゆる機会を通じて、丁寧な周知を図り、また、トラック運転者の長時間労働の要因の中には、取引慣行など、個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものもあるため、監督署において、発・着荷主等に対し、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないよう努めること等の配慮を要請します。

②労働契約関係の明確化

労働基準法に基づく労働条件明示事項に、就業場所・業務の変更の範囲を追加する等の改正省令が令和6年4月に施行されることから、パンフレット等を活用して、あらゆる機会に周知・啓発を図ってまいります。

③重篤な労働災害の防止

製造業では動力機械によるはさまれ・巻き込まれの重篤災害、建設業では墜落・転落による死亡災害が多発していることから、製造業を対象とした動力機械災害防止対策、建設業を対象とした墜落・転落災害防止対策を推進してまいります。

④「安全経営あいち®」の推進

2023年度から2027年度までの5カ年を計画期間とする「第14次労働災害防止推進計画」の重点事項の1つに掲げた「安全経営あいち®」を推進し、自律的でポジティブな安全衛生管理を促進してまいります。

⑤労災補償制度の適切な運営に向けた対策

労災保険給付について、請求受付後速やかな調査、迅速な事務処理を推進し、法令、認定基準に基づいた適切な認定を行います。特に脳心・精神事案など複雑困難事案については愛知労災保険業務センターと連携し適切な認定及び迅速な事務処理に努めてまいります。

最後に、会員の皆様方の益々のご繁栄を祈念申し上げ、着任の挨拶とさせていただきます。

転任のご挨拶

江南労働基準監督署長 藻谷 岳志

陽春の候、会員の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、4月1日付け人事異動により、愛知労働局に異動することとなりました。

江南労働基準監督署在勤中は、江南労働基準協会並びに建設業労働災害防止協会愛知県支部江南分会の皆様には、多大なるご支援、ご協力を賜りまして、心より厚く御礼申し上げます。

さて、昨年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行され、経済活動が本格的に動き始めております。基幹産業である製造業を中心に生産回復の動きがみられる一方で、原材料価格の上昇、物価の高騰により、景気の動向には不確定要因もみられるところです。

このような状況の中、令和5年度、当署におきましては、

- 中小企業及び時間外労働上限規制適用猶予業種・業務（建設業、自動車運転手、医師）などに対する改正労基法等の周知及び支援
 - 改正労基法等に基づく長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止
 - 管内の労働災害発生状況等に応じた労働災害の防止
 - 労災補償制度の適切な運営
- に取り組んでまいりました。

また、愛知労働局が新設した「安全経営あいち賛同事業場」を増やす取組も行っており、会員の皆様方がたにも多くの賛同をいただき、感謝申し上げます。

思い起こせば、在籍しました2年間で最も残念だったことは、重篤な労働災害が発生してしまったことです。製造業において、動力機械によるはさまれ・巻き込まれにより2件、建設業の建物解体工事において、高所からの墜落により1件発生してしまいました。製造業のはさまれ・巻き込まれ災害、建設業の墜落・転落災害の防止については、署としても重点課題として取り組んできたところでしたのでなおさらです。

このように残念なこともございましたが、総じて何とか無事に乗り越えることができたのは、ひとえに皆様の多大なるご支援、ご協力のおかげであると感謝の念を深くしております。

最後になりますが、この2年間の皆様のご厚情とご支援に感謝申し上げますとともに、貴協会並びに会員の皆様方の益々のご発展を祈念し、転任の挨拶とさせていただきます。

江南労働基準監督署人事異動 令和6年4月1日付(敬称略)

転入			転出
役職名	氏名	旧役職名	氏名
署長	梅本 嘉一	岡崎署 副署長	藻谷 岳志
監督・安衛課 監督係長	寺本 明生	名古屋南署 第二方面主任監督官	安藤 重人
監督・安衛課	脇田 凌成	津島署 安全衛生課	村木 豊
労災課 労災課長	樹神 康司	総務部労働保険徴収課 収納第二係長	福本 圭一

2024(令和6)年4月1日～

皮膚障害等防止用保護具の選定マニュアル(概要)

皮膚等障害化学物質等の製造・取り扱い時に「不浸透性*」の保護具の使用が義務化されます

*有害物等と直接接触することがないような性能を有することを指しており、JIS T 8116で定義する「透過」及び「浸透」しないことのいずれの要素も含む。

Q：皮膚等障害化学物質とはどのような物質ですか？ →詳細は第1章第3節を確認

A： 皮膚等障害化学物質には、**皮膚刺激性有害物質（①）**、**皮膚吸収性有害物質（②）**が存在します。なお、皮膚等障害化学物質および特別規則に基づく不浸透性の保護具等の使用義務物質の全体像は下図のとおりです。

特別規則対象物質	①皮膚刺激性有害物質 744物質	①かつ② 124物質	②皮膚吸収性有害物質 196物質
----------	---------------------	---------------	---------------------

従来通り保護具着用義務あり。

皮膚等障害化学物質 1,064物質
今般新たに保護具着用が義務化。



↑皮膚等障害化学物質リストはこちら

①皮膚刺激性有害物質

皮膚または眼に障害を与えるおそれがあることが
明らかな化学物質
→**局所影響**（化学熱傷、接触性皮膚炎など）



②皮膚吸収性有害物質

皮膚から吸収され、もしくは皮膚に侵入して、
健康障害のおそれがあることが明らかな化学物質
→**全身影響**
（意識障害、各種臓器疾患、発がんなど）



Q：保護具の管理は誰が行うのですか？

→詳細は第1章第3節を確認

A： 保護具着用管理責任者が保護具の管理を行います。

【保護具着用管理責任者とは】

化学物質管理者を選任した事業者は、リスクアセスメントの結果に基づく措置として、労働者に保護具を使用させるときは、**保護具着用管理責任者**を選任し、有効な保護具の選択、保護具の保守管理その他保護具に係る業務を担当させなければなりません。

【職務および権限】

- ①保護具の**適正な選択**に関すること。
- ②労働者の**保護具の適正な使用**に関すること。
- ③保護具の**保守管理**に関すること。

Q：保護具を使用しないとどうなりますか？

→詳細は第2章第1節を確認

A： 皮膚等障害化学物質に対して不浸透性の保護具を使用しないと、皮膚障害や皮膚を介した健康障害が発生する可能性があります。

【最近の皮膚等障害事案の状況】

- ・労働災害事例のうち、経皮ばく露による皮膚障害が最多。
- ・特に、皮膚吸収性有害物質は、皮膚刺激性はないが、皮膚から吸収され発がん(膀胱がん)に至った事案も発生。

【労働災害事例】

スコップで水酸化ナトリウムと廃油を含む沈殿物をすくった際に、飛散した水溶液を浴び、作業終了後、水酸化ナトリウムによる薬傷と診断された。

なお、作業者の服装は、通常の作業着に化学防護手袋でない一般のビニル手袋、ゴム長靴、さらに**化学防護服ではないナイロン製ヤッケ**を着用している作業者もいた。皮膚に障害を与える水酸化ナトリウムを取り扱うにもかかわらず、**適切な保護具を使用していなかったこと**、作業者および現場責任者が、槽内の物質の有害性について認識していなかったことが原因と考えられている。



手の防護については、一般的なビニル手袋などではなく、適切な化学防護手袋などを使用することが重要です。

Q：保護具にはどのような物がありますか？

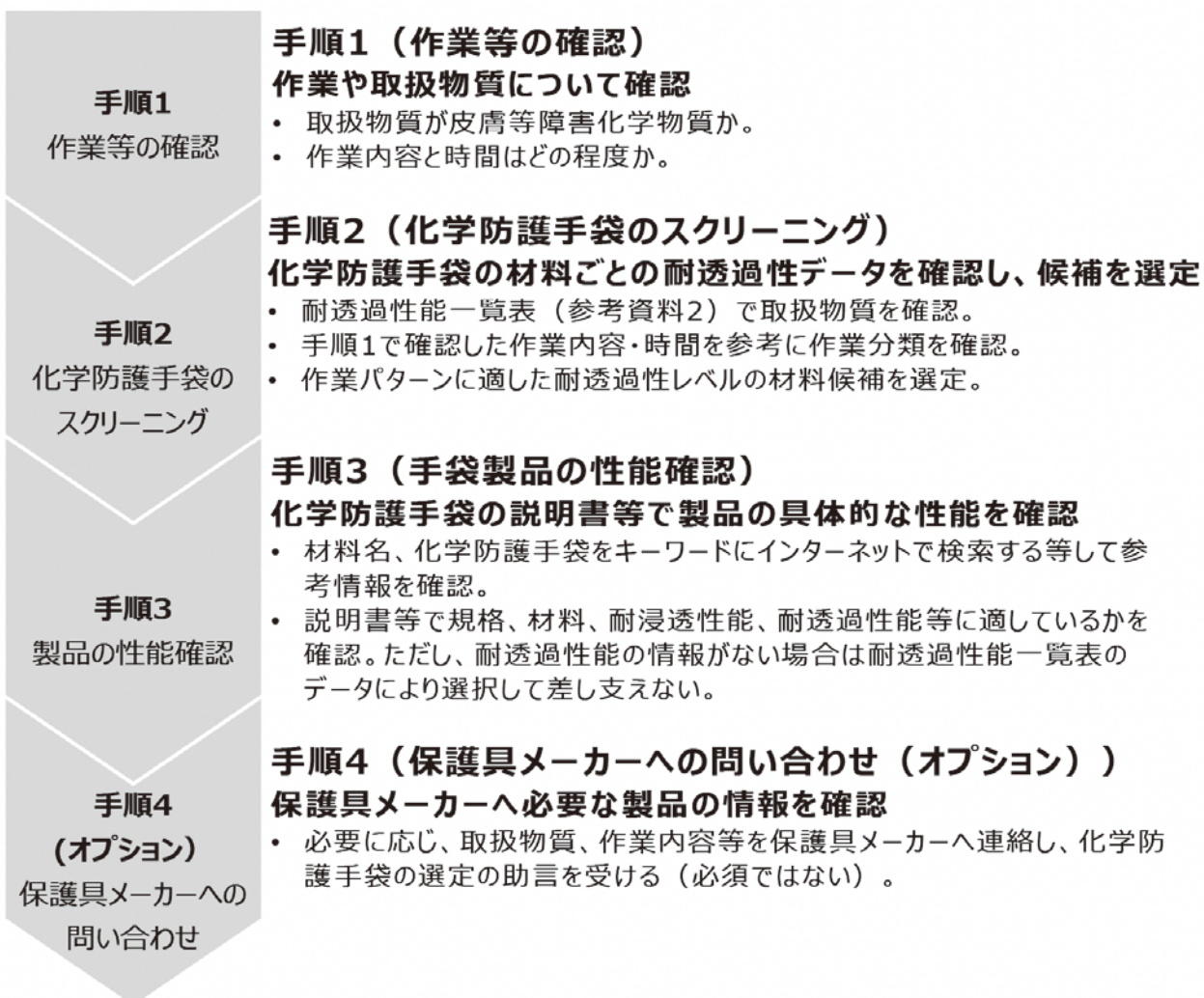
→詳細は第2章第2節を確認

A：不浸透性の保護具として、保護衣、保護手袋、履物、保護眼鏡などがあります。**皮膚障害等防止用保護具**

- ・皮膚障害等防止用保護具は、右図に示すような安衛則594条の2において皮膚等障害化学物質等に対して着用しなければならない不浸透性の保護衣、保護手袋、履物または保護眼鏡等の保護具を指します。
- ・マニュアルでは、保護手袋のうち化学防護手袋の選定方法などを示しています。
- ・化学防護手袋は軍手等の一般作業用手袋と異なるため、適切な化学防護手袋を選定・使用することが重要です。

**Q：どうやって適切な保護具を選ぶのですか？**

→詳細は第3章第1節を確認

A：以下の手順1から4に従って適切な不浸透性の手袋を選定します。**化学防護手袋の選定フロー**

本リーフレットの全文は当協会HPのトップページのトピックスに掲載しました。

エッセイ

労務屋の昨今

トヨタGのダイハツ 新車開発不正

一般社団法人 東海労働経済研究所
代表理事 小栗 利治
(前愛知紛争調整委員会委員)

2024年2月10日付日経報道である。

2月9日に品質不正問題で斉藤国交大臣に、ダイハツの奥平社長が「再発防止策」を提出したものだ。

大臣は「従業員を不正に追い込んだ会社の指導体制と決別し、一刻も早い再生を目指して再発防止策を徹底してもらいたい」とコメントされたと言う。

温かいご指導の言葉であると私は強く感じた。その温かさに甘えておれば企業生命は限られることになる。

そこでダイハツは認証試験、人員7倍と次のポイントを発表した。「厄わい転じて福と為す」筆者は念じている。

競争の現場は、開発のスピード、車の更なる品質向上、顧客満足度の向上など多数の課題をスピード感をもって解決し、競争に耐えうる品質の向上が求められている世界である。

現場では働く人に対する能力者の確保と、それにとまなう処遇の問題を解決しないと現場は委縮してしまっており、結果が出せないことも多い。

要は能力の高い人も増やし、目標を明確にし、スピード感が試されるという話である。

職務発明に当たって最三小判、平成15年4月22日付があるので、この際ご参考までにトラブル防止策として紹介したい。

開発の現場は過酷である。スピード感やそのコストも抑制されている場合も多い。その競争社会のなせる結果である。その努力が品質の向上につながる要因でもある。

参考判例

◎安全配慮義務

- ・陸上自衛隊八戸車輛整備工場事件（最三判 昭50. 2. 25）
- ・川義事件（最三判 昭59. 4. 10）

◎秘密保持義務

- ・古河鋳業足尾製作所事件
機密性の高い極秘文書として扱われていた経営再建に関する計画書を複写して持ち出した事件（東京高裁 昭55. 2. 18判）
- ・競業禁止義務
フォセコ・ジャパン・リミテッド事件
退職後2年間の競業禁止特約を締結していた労働者らに対する、退職後右労働者らがライバル企業に転職したことにとまなう同企業の製品販売業務に従事してはならない者の仮処分が認容されたもの
- ・職務発明（オリンパス光学事件）（最高裁 平15. 4. 22判）
本件は、職務発明による特許を受ける権利を会社に承継し、会社から所定の報酬を受給した労働者からの、右報酬が著しく僅少であることを理由とする「相当の対価」の請求が一部認容された事件「特許法35条…によれば、使用者等は、職務発明について特許を受ける権利等を使用者等に承継させる意思に従業者等が有しているか否かにかかわらず、使用者等があらかじめ定める勤務規則その他の定めにおいて、特許を受ける権利等が使用者等に承継される旨の条項を設けておくことができるのであり、また、その承継について対価を支払う旨及び対価の額・支払時期等を定めることも妨げられることがないとするもの」。

開発の現場で求められていることは

- ・より高い安全性が担保されているもの
- ・その機能は装置として付設されており、結果として運転者の安全の確実なもの

別掲の資料は商事法務刊、労働判例インデックス、明治大学、野川忍著「労働判例インデックス」から引用したものである。

開発の現場は、常時他人の特許等を侵害していることに気付かない場合も多い。法務担当は現場のアシスタントを常時心がけるべきである。

第3章 個別労働関係法 (5) 労働契約上の権利・義務

47 職務発明

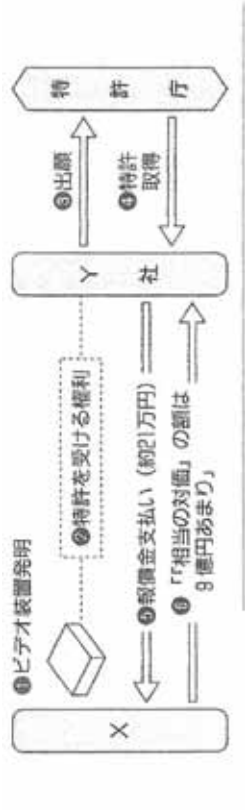
——オリンパス光学工業事件

最高裁平成15年4月22日第三小法廷判決
事件名等：平成13年(受)第1256号補償金請求事件
掲載誌：民集57巻4号477頁、労判846号5頁、判時1822号39頁、判タ1121号104頁

概要 本件は、職務発明による特許を受ける権利を会社に承継し、会社から所定の報酬を受給した労働者からの、右報酬が著しく僅少であることを理由とする「相当の対価」の請求が一部認容された事例である。

事実関係 光学機械の製造販売業者 Y には発明考案取扱規定があり、従業員がした発明に関する特許を受ける権利は、当該従業員から会社へ承継され、承継がなされると Y 社は当該従業員に対し補償金を支払うこと、発明により利益を上げたときは、実績に応じた報償金を支払うことなどが定められていた。X はビデオ装置に関する発明をしたが(○)、上記規定に従い特許を受けた。権利が X から Y 社に承継され(○)、Y 社は、特許出願のうえ特許権を取得した(○)(○)。Y 社から X に対する報償金とし

判決要旨 上告棄却。「特許法35条……によれば、使用者等は、職務発明について特許を受ける権利等を使用者等に承継させる意思を従業員等が有しているか否かにかかわらず、使用者等があらかじめ定める勤務規則その他の定め(「勤務規則等」)において、特許を受ける権利等が使用者等に承継される旨の条項を設けておくことができるのであり、また、その承継について対価を支払う旨及び対価の額、支払時期等を定めることも妨げられることがない……。しかし、……勤務規則等に定められた対価は、これが同条3項、4項所定の相当の対価の一部に当たると解し得ることは格別、それが直ちに相当の対価の全部に当たるとすることはできないのであり、その対価の額が同条4項の趣旨・内容に合致して初めて同条3項、4項所定の相当の対価に当たると解することができるとある。したがって、勤務規則等により職務発明について特許を受ける権利等を使用者等に承継させた従業員等は、当該勤務規則等に、使用者等が従業員等に対して支払うべき対価に関する条項がある場合においても、これによる対価の額が同条4項の規定に従って定められる対価の額に満たないときは、同条3項の規定に基づき、その不足する額に相当する対価の支払を求めることができると解す



るのが相当である。」
「本件においては、……Y 社規定に、Y 社の従業員がした職務発明について特許を受ける権利が Y 社に承継されること、Y 社が工業所有権収入を受領した場合に工業所有権収入取得時報償を行うものとするが、その上限額は100万円とする」ことなどが規定されていたのであり、また、X は、Y 社規定に従って、本件発明につき報償金を受領したというのである。そうすると、特許法35条3項、4項所定の相当の対価の額が Y 社規定による報償金の額を上回るときは、X はこの点を主張して、不足額を請求することができるといえるべきである。」

本判決の位置づけ・射程範囲

職務発明がもたらす労働法上の問題は、特許をめぐる最近の訴訟の増大や知的財産に関する法制度の整備などによってにわかに注目を浴びつつあるが、判例においてその嚆矢となったのが本判決である。

特許法 (旧) 35条は、職務発明に関する特許を受ける権利が「従業員」に所属することを原則としたうえで使用者が勤務規則等により権利承継を受けるとする措置を容認しつつ、実際に権利承継がなされた場合には従業員等は「相当の対価」を取得しうるとしているが、この「相当の対価」については実務上企業が一方的に決定する措置が一般化していた。これについては従来から批判が強く、従業員側の側からの相当の対価を求める訴

訟も増加しつつあったが、本件により最高裁は、企業による一方的な相当の対価の決定が司法審査に服することを明示した。しかし、企業の実務的観点からは「相当の対価」があらかじめ不確定になることについての懸念もあり、平成16年の改正によって、特許法35条は従業員側との協議などの手続の確保を相当の対価の決定の要件とした。ただしこれについてもそうした方向の妥当性には批判も強い。

なお、本判決は対価請求権の消滅時効の起算点を勤務規則等における報償金の支払時期とする判断も示している。この考え方には、使用者が一方的に決定する支払時期に時効の起算点を置くことについて批判があり、その内容は限定されるべきであるとの見解も有力である。

さらに理解を深める

自注 8 版32事件 (土田通夫) 裁判所民事部平成15年度(上)284頁 (長谷川浩二)、菅野 9 版83頁、野川新訂70頁、西谷84頁、荒木244頁、水町 3 版125頁 (国通判例) 日産化学工業事件・東京地判(中間判決)平成14・9・19号第834号14頁、日産化学工業事件・東京地判(終局判決)平成16・1・30号判870号10頁

リスクが約4割低下! **がんのリスクを減らす5つの健康習慣**

5つの健康習慣を実践するだけで、男性で43%、女性で37%がんになるリスクが低くなります。
(健康習慣を0または1つ実践する人と比べた割合)

1) 禁煙する

タバコは肺がんほか
多くのがんに関連



- タバコを吸う人は禁煙する。
- タバコを吸わない人は受動喫煙を避けて生活する。

2) 節酒する

飲酒は食道がん、
大腸がんとの強い関連
(乳がんのリスクも高い)



- 1日あたり平均アルコール摂取量を純エタノール量換算で23g未満におさえる。
- 飲まない人、飲めない人は無理に飲まない。

1日あたりの飲酒量のめやす

- 日本酒…1合
- ビール大瓶(633ml)…1本
- 焼酎・泡盛…原液で1合の2/3
- ワイン…ボトル1/3程度
- ウィスキー・ブランデー…ダブル1杯

3) 身体を動かす

身体活動量が少ないと
がんのリスクが高い



- 歩行またはそれと同等以上の強度の身体活動を毎日60分行う。
- 上記に加え、息がはずみ、汗をかく程度の運動を毎週60分程度行う。

4) 食生活を見直す



- 減塩する。

塩分の摂りすぎは
胃がんのリスクが高い

1日あたりの食塩摂取量のめやす
(男性) 7.5g未満 (女性) 6.5g未満



- 野菜と果物を摂る。

野菜・果物が少ないと
がんのリスクが高い

1日あたりの野菜摂取量のめやす
350g



- 熱い飲み物や食べ物は少し冷ましてから口にする。

熱いまま食べる・飲むは食道がんの
リスクが高い

5) 適正体重を維持する



- 太り過ぎ、やせ過ぎに注意する。

太り過ぎ・やせ過ぎは
がんのリスクが高い

BMI値のめやす

(男性) 21~27 (女性) 21~25

※BMI値=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

感染もがんの原因になります

できる
対策を!

肝炎ウイルス

肝臓がん
の原因

- 一度はB型・C型肝炎ウイルス検査を受ける。
- 感染していた場合、専門医による適切な治療を受けることで、肝臓がんへの進行を予防できる。

ヘリコバクター・ピロリ菌

胃がん
の原因

- ピロリ菌検査を受ける。
- 感染していた場合、服薬による除菌療法でピロリ菌を除菌することにより、胃がんのリスクを下げるができる。

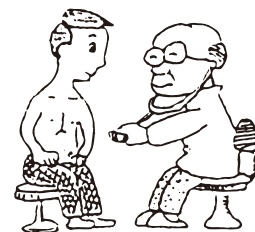
ヒトパピローマウイルス(HPV)

子宮頸がん
の原因

- ワクチンを接種する。
(小学6年生~高校1年生相当の女子が対象)
- 子宮頸がん検診を受ける。
(20歳以上の女性・2年に1回)

明るい職場は まず健康診断から

- ◎労働安全衛生法による 健康診断(巡回)
☆定期健診・特殊健診(じん肺・有機溶剤・鉛・特定化学物質等)
- ◎成人病健康診断(巡回)
☆胃部レントゲン・血液検査・心電図・腹部超音波(エコー)検査
☆腫瘍マーカー検査・眼底検査等
- ◎人間ドック(東海診療所)
☆お得なセット料金により6コースあります
- ◎作業環境測定
☆粉じん・鉛・有機溶剤・特定化学物質等



お申込みは、書面(またはハガキ)並びに
電話(またはファックス)のいずれでも、
ご連絡をお願い申し上げます。

労働基準協会指定

健康診断機関等名簿登載(1-13-03)・作業環境測定機関等名簿登載(23-44)

一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海支部

〒457-0832 名古屋市南区浜中町1-5-1 TEL(052)602-4797 FAX(052)602-6821

労働基準法の基礎知識（その1）

🕒 ポイント1

時間外・休日労働には

サブロク

「時間外・休日労働に関する協定（36協定）」が必要です。

労働時間の上限（法定労働時間）

原則 … 1週:40時間、1日:8時間

例外※ … 1週:44時間、1日:8時間

※労働者10人未満の商業、映画・演劇業（映画の製作の事業を除く）、保健衛生業、接客娯楽業

休日の最低基準（法定休日）

毎週1回または4週を通じて4日以上

（午前0時～午後12時の1暦日の休み）

超える

確保できない

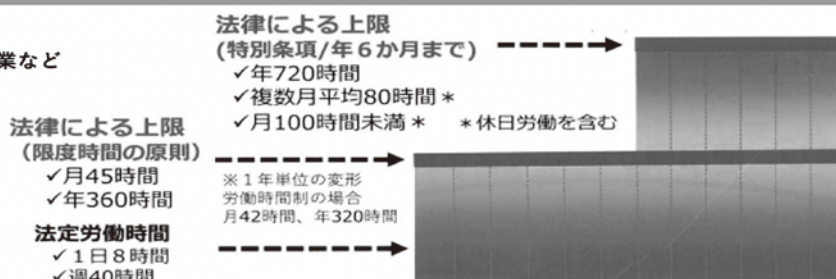
過半数組合や
過半数代表者と
36協定を締結し、
所轄の労働基準監督署に
届け出る必要があります。

労働基準
監督署

36協定は、厚生労働省HPの主要様式ダウンロードコーナー（労働基準法等関係主要様式）からダウンロードできます。

時間外労働の上限規制の具体的な内容

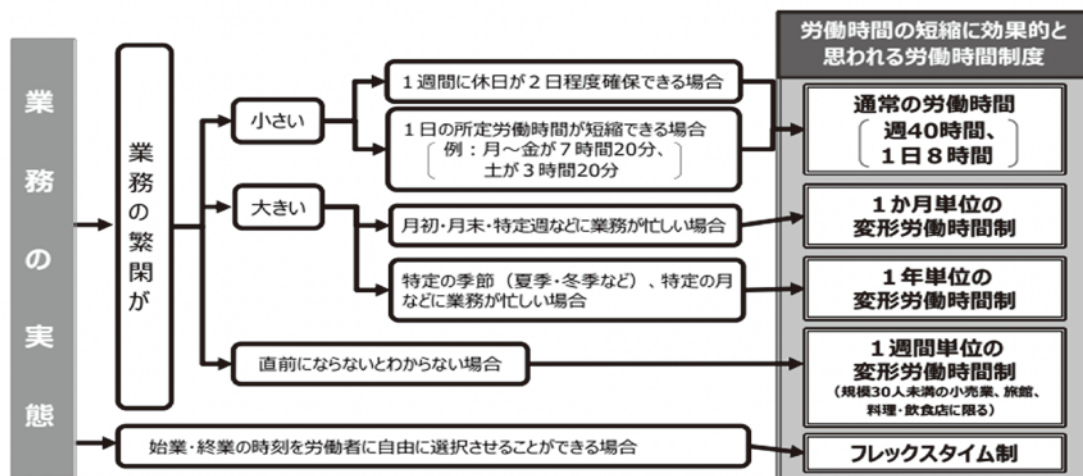
○製造業、建設業、商業など



○自動車運転者は、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外労働の上限が年960時間となります。また、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制及び、時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。

○医業に従事する医師には、特別条項付き36協定を締結する場合の年間の時間外・休日労働の上限が最大1860時間（※）となります。また、時間外労働と休日労働の合計について、月100時間未満、2～6ヶ月平均80時間以内とする規制は適用されません。時間外労働が月45時間を超えることができるのは年6ヶ月までとする規制は適用されません。医療法等に追加的健康確保措置に関する定めがあります。

上限規制を守りながら労働時間も しっかり確保したい。何かいい方法はある？



🕒 ポイント

あなたの会社の働き方に合った、労働時間の短縮に効果的と思われる労働時間制度を確認してみましょう。

● 令和6年江南労働基準協会通常総会及び40周年記念行事 ●

- ・日時 令和6年5月21日（火）
14時～ 通常総会
15時～ 40周年記念行事及び特別講演
講師 経済ジャーナリスト 須田 慎一郎氏
「今起こっていること、これから起こること」
17時～ 懇親パーティー
- ・会場 ホテルインディゴ犬山有楽苑

令和 5 年 愛知県の全産業死亡災害一覧

令和 6 年 3 月 8 日現在

愛知労働局 労働基準部 安全課

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R5.4.28. 2023 10:45	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	荷物を配達するために、道路脇に停車し、自社車両後方から歩いて道路を横断した際に、対面から来た車両に轢かれたもの。
事業場規模 10～29名 業種 道路貨物運送業 50代 貨物自動車運転者 経験 21年		
R5.12.26. 2023 10:26	飛来・落下玉掛用具	工事現場において、移動式クレーンを用いて、トラック荷台から建材を降ろす作業中、玉掛用具から建材が落下し、トラック荷台上で玉掛作業に従事していた被災者が下敷きとなったもの。
事業場規模 30～49名 業種 道路貨物運送業 30代 自動車運転者 経験 7年		

令和 6 年 愛知県の全産業死亡災害一覧

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R6.2.9. 2024 0:00	交通事故(道路) 乗用車、バス、バイク	被災者は、自動車を運転していたところ、単独事故を起こし、死亡したもの。
事業場規模 9名以下 業種 商業 0代 経験 0年		
R6.3.1. 2024 8:40	はさまれ・巻き込まれ その他の一般動力機械	材料を供給する部分に足をとられ、機械に巻き込まれたもの。
事業場規模 9名以下 業種 繊維工業 0代 経験 0年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況
(令和6年3月8日現在)

※()内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和6年速報値	令和5年同時期	令和5年暫定値
製 造 業		1(0)	1(0)	8(0)
食料品製造業		0(0)	0(0)	0(0)
化 学 工 業		0(0)	0(0)	0(0)
鉄鋼・非鉄金属		0(0)	1(0)	3(0)
金 属 製 品		0(0)	0(0)	1(0)
一般・電気・輸送用		0(0)	0(0)	0(0)
そ の 他		1(0)	0(0)	4(0)
建 設 業		0(0)	1(0)	6(1)
土木工事業		0(0)	0(0)	0(0)
建築工事業		0(0)	1(0)	4(0)
そ の 他		0(0)	0(0)	2(0)
陸上貨物運送事業		0(0)	1(0)	10(3)
商 業		2(2)	0(0)	4(2)
卸 売 業		0(0)	0(0)	2(0)
小 売 業		1(1)	0(0)	2(2)
そ の 他		1(1)	0(0)	0(0)
清 掃 ・ と 畜 業		1(0)	2(0)	5(0)
上記以外の事業		0(0)	0(0)	2(1)
合 計		4(2)	5(0)	35(7)

令和5年 労働災害発生状況

江南労働基準監督署

	業 種	令和6年 2月末現在		昨年同期		業 種	令和6年 2月末現在		昨年同期		
		死亡	休業	死亡	休業		死亡	休業	死亡	休業	
製	食料品製造業	0	11	0	18	建 設 業	0	19	0	17	
	織 維 工 業	0	0	0	2	運輸交通業	0	29	0	35	
	木材・木製品 製 造 業	0	2	0	1	陸上貨物取扱業	0	18	0	19	
	パルプ・紙・ 印刷・製本業	0	5	0	3	商 業	0	30	0	48	
	化 学 工 業	0	11	0	10	金融・広告業	0	6	0	8	
造	窯業・土石 製品製造業	1	3	0	4	保健・衛生業	0	85	1	161	
	鉄鋼業・非鉄 金属製造業	0	7	0	0	接客娯楽業	0	14	0	11	
	金属製品製造業	0	17	0	20	清掃・と畜業	0	9	0	11	
	一 般 機 械 器具製造業	0	9	0	9	その他の事業	0	19	0	11	
	電 気 機 械 器具製造業	0	2	0	1	合 計	1	313	1	400	
業	輸送用機械 器具製造業	0	8	0	8	注	・休業4日以上労働災害を集計(労働者死傷病報告による)。 ・「木材・木製品製造業」は、木製家具装備品製造業を含む。 ・「金属製品製造業」は、金属製家具装備品製造業を含む。				
	その他の製造業	0	9	0	3						
	小 計	1	84	0	79						

江南労働基準協会講習会・研修会予定表(4月～7月)

最新の情報は江南協会HPで

	講習	4月	5月	6月	7月	受講料(税込み)
特別教育	アーク溶接特別教育 実技は日本軽金属名古屋工場(稲沢)			13.14.15 (一宮)		会 員 18,700円 非会員 20,900円
	自由研削といし取換え等特別教育				12 (一宮)	会 員 9,350円 非会員 11,550円
	低圧電気業務特別教育(実技7Hコース)			18.19 (一宮)		会 員 20,350円 非会員 22,550円
	フルハーネス型墜落制止用器具特別教育	18 (江南)		24 (一宮)		会 員 9,350円 非会員 11,550円
	粉じん作業特別教育 (希望者にはマスクフィットテストを実施)		27 (江南)			会 員 6,600円 非会員 8,800円
法令・通達に基づく安全衛生教育・研修	雇入れ時等安全衛生教育	9 (一宮)				会 員 7,480円 非会員 9,680円
	安全管理者選任時研修	18.19 (一宮)			11.12 (江南)	会 員 17,050円 非会員 19,250円
	新任職長・安全衛生責任者教育		9.10 (江南)			(職長) 会 員 13,200円 非会員 15,400円 (安責者併合) 会 員 15,950円 非会員 18,150円
	フォークリフト運転従事者に対する安全衛生教育			28 (江南)		会 員 7,700円 非会員 9,900円
	化学物質管理者講習会	16 (江南)			17 (江南)	会 員 9,900円 非会員 16,500円
	保護具着用管理責任者講習		15 (江南)			会 員 11,000円 非会員 16,501円
	有機溶剤業務従事者に対する安全衛生教育					会 員 6,600円 非会員 8,800円
呼吸用保護具 フィットテスト	溶接ヒュームの健康障害防止のための防じんマスクに係る 定量的フィットテスト	お申込みにより実施				お問い合わせください
その他の教育・ 訓練・研修・ 勉強会	危険予知訓練(KYT)			20 (江南)		会 員 7,700円 非会員 9,900円
	労働基準法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会員 3,300円
	労働安全衛生法基礎講座(オンライン講習)					会 員 1,100円 非会員 3,300円
	衛生管理者免許試験準備講習(1日集中講習)					会 員 7,700円 非会員 9,900円
	衛生管理者免許試験準備講習(2日講習)				22.23 (一宮)	会 員 13,200円 非会員 15,400円
クレーン関係	クレーン・玉掛(特例)併合講習 (実施機関:住友建機教室) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		15.16.17.18 (江南)		17.18.19.21 (江南)	会 員 38,000円 非会員 39,100円
	玉掛技能講習(特例) (実施機関:住友建機教室) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		16.17.18 (江南)		18.19.21 (江南)	26,000円
	クレーン特別教育 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)		15.16.18 (江南)		17.18.21 (江南)	会 員 14,300円 非会員 15,400円
	床上操作式クレーン技能講習 (実施機関:住友建機教室) 実技はヒロセ名古屋工場(犬山)			20・21・23 (江南)		37,000円
無料講習	全国安全週間説明会			10 (江南)		
	リスクアセスメント出前講座					

太字は新規講習 案内・申込書(愛知労働基準協会主催講習は除く)は当協会ホームページからダウンロードしてください。

()は会場:(江南)はHome & nicoホール(江南市民文化会館) (犬山)は犬山市民交流センター(フロイデ)又は犬山市南部公民館 (一宮)は一宮地場産業ファッションデザインセンター

(注) 日程は、会場、講師等の都合により中止又変更する場合があります。

(注) 受講料は、テキスト代等諸般の事情により変更する場合があります。

県下14協会主催講習会・研修会予定表

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	
労働実務総合研修～労働法令の基礎を体系的に学ぶ1日研修です。～	一般社団法人 名北労働基準協会 3階「大会議室」 名古屋市北区清水1-13-1	16		25		28		会 員10,000円 非会員13,330円 (資料代・昼食代、消費税を含む)
人事考課者研修～企業をのばす人事考課を行うためのライン管理者研修です。～			21					会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
ハラスメント防止研修会～ハラスメント防止のための適切な知識を学ぶ～			28			20		会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
ハラスメント相談担当者研修～ハラスメントの相談担当者として必要な知識を体系的に学ぶ～				11			24	会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
メンタルヘルスマネジメント研修～職場のメンタルヘルスマネジメント対策を進めるための部下を直接使用する現場管理者向け研修～					23			会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)
管理能力向上研修～部下を持つすべての方を対象、管理者として求められる管理能力、指導手法等～				24			20	会 員 6,000円 非会員 7,000円 (資料代・消費税を含む)

・ 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。申込書は当協会HPをご覧ください。
・ 上記以外の講習日程等は当協会のHPをご覧ください。

愛知労働基準協会主催技能講習予定表

技能講習		2024年						受講料 (税込)	テキスト 代 (税込)	合計 (税込)
講習会の名称 (講習日数)	講習会 実施場所 (学科) (実技)	4月	5月	6月	7月	8月	9月			
フォーク リフト運転 (31H コース) (学科1日・ 実技3日)	(学)ポラビル	5(金)						31,000	1,650	32,650
	(実)トヨタL & F 中部 小牧	7, 14, 21								
	(学)ポラビル		7(火)				30(月)			
	(実)トヨタL & F 中部 北名古屋		12, 19, 26				10/6.13.20			
	(学)ポラビル			3(月)	1(月)	1(木)	2(月)			
	(実)水谷運輸倉庫			9, 16, 23	7, 14, 21	4, 11, 18	8.15.22			
	(学)江南市民文化会館						○			
酸欠・ 硫化水素 危険作業主任者 (学科2日・ 実技1日)	(実)稲葉製作所		12.19.26				○	15,600	2,310	17,910
	(学)(実)ポラビル	(学)9,10	(学)7,8	(学)10,11	(学)9,10	(学)6,7	(学)3,4			
		(実)11or12	(実)9or10	(実)12or13	(実)11or12	(実)8or9	(実)5or6			
		(学)16,17	(学)21,22	(学)18,19	(学)16,17	(学)27,28	(学)17,18			
		(実)18or19	(実)23or24	(実)20or21	(実)18or19	(実)29or30	(実)19or20			
		(学)23,24	(学)28,29	(学)24,25	(学)23,24		(学)24,25			
		(実)25or26	(実)30or31	(実)26or27	(実)25or26		(実)26.27			
有機溶剤 作業主任者 (学科2日)	ポラビル	3, 4	13, 14	20, 21	1, 2	8, 9	3, 4	11,800	1,980	13,780
		17, 18	21, 22		11, 12	28, 29	17, 18			
				15.16	23, 24					
	江南市民文化会館									
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者 (学科2日)	ポラビル	4, 5	23, 24	10, 11	8, 9	5, 6	5, 6	11,800	1,980	13,780
		10, 11	28, 29		22, 23	26, 27	19, 20			
		15, 16		22, 23	30, 31		24, 25			
	江南市民文化会館			5, 6						

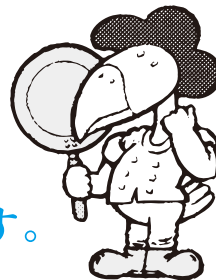
・ 江南労働基準監督署管内の事業所の申込手続きは江南労働基準協会が行います。
・ 上記以外の講習日程等は愛知労働基準協会のHPでご確認ください。

給食のいずみ★いずみのお弁当



おいしさと安心をお届け。

いろいろなシーンでさまざまな「食」を創っています。



本社／愛知県丹羽郡大口町下小口三丁目123番地

TEL(0587)95-7181(代)

<https://izumi-lunch.co.jp>



◆愛知北営業所 (0587)95-6123

愛知県HACCP導入認定施設 第1-4号

◆岐阜関営業所 (0575)22-6300

《企業フードサービス》社員レストラン・弁当給食
《ウェルフェアフード 福祉施設給食及び食堂運営・サービス》在宅高齢者配食
《学生フードサービス》学生食堂・幼稚園給食
《ケータリングサービス》出張パーティー・仕出し料理



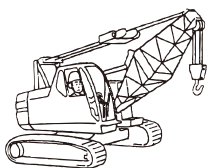
安全を基本に、プロへの道をひらく

免許講習

- クレーン運転士(5T以上)
- 移動式クレーン運転士(5T以上)

特別教育等

- フルハーネス
- 研削といし(グラインダー)
- アーク溶接
- クレーン(5T未満)
- 酸素欠乏症等
- 巻上げ(ウインチ)
- 安全管理者選任時研修
- ローラー
- 高所作業車
- 小型車両系
- 低圧電気
- 粉じん



技能講習

- 玉掛け
- フォークリフト
- 小型移動式クレーン
- 不整地運搬車
- ガス溶接
- 床上操作式クレーン
- 解体用機械
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削)
- 高所作業車

国道23号 豊明インターより国道1号線を岡崎方面へ3.5km右側です

愛知労働局長登録教習機関 住友建機販売

住友建機教習所 愛知教習センター

〒448-0002 愛知県刈谷市一里山町深田1-1

TEL 0566-35-1311 FAX 0566-35-1300

<http://nagoya.sumitomokenki.co.jp>

ネット予約はこちらから → すみともけんき 愛知 検索

21世紀をすこやかに 職場の健康管理をサポートいたします

健康診断

人間ドック

保健指導

精密検査

内科

事業所様(健保組合)指定項目など柔軟に対応させていただきます。
ご予約・お問い合わせなど、お気軽にお電話いただければ幸いです。



0120-582-751

名古屋駅より徒歩約5分。名古屋駅地下街からアクセス可能です。



一般
財団法人

全日本労働福祉協会 東海診療所

〒450-0333 名古屋市中村区名駅南1-24-20 名古屋三井ビルディング新館3階 TEL 052-582-0751

